

令和3年4月23日

保護者の皆様

京都府教育委員会

緊急事態宣言の発令に伴う学校教育活動について

平素は、京都府の教育行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の急激な増加を受け、本日、政府において京都府に対して緊急事態宣言が発令され、期間が令和3年4月25日（日）から5月11日（火）までとなりました。

こうした状況を踏まえ、今後の学校教育活動につきまして、京都府教育委員会の考え方を皆様にお知らせいたします。

（京都府における感染拡大の状況について）

京都府内における新規感染者数は、一時期減少傾向にありましたが、3月下旬から急激な増加が続いております。また、変異種の割合が高く、小学生から大学生など若年層への感染が拡大してきている状況にあります。

一方で、この間、若年層の感染者の多くは家庭内で感染しており、学校生活を通じて感染している事例は少ない状況にあります。この4月以降、府立学校においては、校内での教育活動や校内での部活動を通じて生徒が感染した事例はありません。

（緊急事態措置の適用要請に至った経過）

府内の新規感染者数は、府民の皆様のご協力により、他府県に比べると一定抑えられている状況にありますが、関西一円で感染者数が増加していることから、人の流れを抑えることが重要であるため、大阪府、兵庫県と併せて、本府も緊急事態宣言の要請を行いました。

（この間の京都府教育委員会の対応について）

新型コロナウイルス感染症の感染状況に合わせ、京都府教育委員会においても次のような対応を行ってまいりました。

- ① 感染急拡大を踏まえた学校教育活動の制限
（令和3年4月9日付け3教総第227号通知）

- ・「接触」「密集」「近距離での活動」等の原則禁止
 - ・宿泊を伴う教育活動の原則、中止
 - ・部活動の制限（2時間以内、自校生徒のみ）
 - ・校外での教育活動の中止
- ② 府内への「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた通学等感染対策（令和3年4月16日付け3教総第252号通知）
- ・時差登校や短縮授業の実施等

（今後の学校教育活動について）

学校を休業することは、単なる学習指導だけに止まらず、生活習慣や精神衛生の面からも、児童生徒の心身への影響が懸念され、また各家庭の就業などのご事情からも社会的な影響が非常に大きいと考えています。

また、今回の緊急事態宣言の適用期間については、4月25日から5月11日までの17日間となっており、そのほとんどがGWと重なっていることから、児童生徒が学校へ登校する日が少ない状況にあります。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、不安を感じておられることと思いますが、こうした状況や府立学校の校内活動で生徒が感染していない現状等を総合的に判断し、現時点においては、学校の一斉休業は行わないことといたしましたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

今後、学校の児童生徒や教員の感染が拡大したり、地域でクラスターが発生するなど、子どもへの感染リスクの高まりが懸念される場合には、一斉休業を含め、速やかな対応を行ってまいります。

（保護者の皆様へ）

各ご家庭におきましても、感染防止の取組とともに、お子さまたちの心身の健康状態を見守り、学習や生活習慣の維持にご協力をいただきますよう、お願いいたします。

お子さまたちの心身の状況などで不安なことがある場合には、カウンセリングなど必要な対応を行いますので、遠慮なく学校に相談いただきますようお願いいたします。

また、感染者や濃厚接触者、医療従事者またその家族等に対する偏見、差別、いじめ、SNS等による誹謗中傷等は絶対に行わないよう、ご家庭におきましてもご注意くださいようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が一日も早く収束を迎え、平穏な学校生活が戻ることを何よりも願ひ、京都府教育委員会においては、小・中学校を所管する市町（組合）教育委員会とも十分に連携を図りながら、様々な状況の変化に柔軟に対応し、安全性の確保とお子さまたちの学びの保障や心身の健康に向けた取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。